

## 教職員の服務事故について

このことについて、下記のとおり発令（5件）したのでお知らせします。

### 記

#### I

##### 1 教職員に関する事項

- (1) 校 種 中学校（多摩地域）
- (2) 職 名 教 諭
- (3) 年 齢 34歳
- (4) 性 別 男

##### 2 処分の程度

減給10分の1 6月

##### 3 発令年月日

令和5年11月8日

##### 4 処分理由

勤務時間中であるにもかかわらず、令和4年7月下旬の日に、勤務校の施設を私的に使用して、同校教諭とわいせつな行為を行うという学校施設の不適切な使用を行うなどした。

#### II

##### 1 教職員に関する事項

- (1) 校 種 中学校（多摩地域）
- (2) 職 名 教 諭
- (3) 年 齢 33歳
- (4) 性 別 女

##### 2 処分の程度

減給10分の1 6月

##### 3 発令年月日

令和5年11月8日

##### 4 処分理由

勤務時間中であるにもかかわらず、令和4年7月下旬の日に、勤務校の施設を私的に使用して、同校教諭とわいせつな行為を行うという学校施設の不適切な使用を行うなどした。

### III

#### 1 教職員に関する事項

- (1) 校 種 中学校（区部）
- (2) 職 名 主 事
- (3) 年 齢 5 6 歳
- (4) 性 別 男

#### 2 処分の程度

減給 10 分の 1 1 月

#### 3 発令年月日

令和 5 年 1 1 月 8 日

#### 4 処分理由

受注者からの代金請求年月日から起算して 30 日以内に契約代金を支払わなければならないにもかかわらず、令和 3 年 7 月 7 日から同年 8 月 5 日までの間、当時勤務校において、業者から購入した郵便切手計 300 枚の代金計 19,400 円の支出処理を怠り、同 30 日以内に同代金の支払が行われない事態を招くとともに、同事態により、令和 5 年 1 月 24 日に、同業者に遅延損害金 300 円が支払われる事態を招くなどした。

### IV

#### 1 教職員に関する事項

- (1) 校 種 高等学校（区部）
- (2) 職 名 主任教諭
- (3) 年 齢 4 5 歳
- (4) 性 別 男

#### 2 処分の程度

減給 10 分の 1 1 月

#### 3 発令年月日

令和 5 年 1 1 月 8 日

#### 4 処分理由

勤務校において、令和 4 年度同校第 3 学年生徒が大学推薦入学試験の被推薦者として決定したことについて、同生徒に対して通知するよう進路担当の同校教員から依頼を受けていたにもかかわらず、令和 4 年 10 月 19 日から同年 11 月 8 日までの間、同通知することを怠り、同生徒が同入学試験を受験できない事態を招いた。

V

1 教職員に関する事項

- (1) 校 種 小学校（多摩地域）
- (2) 職 名 教 諭
- (3) 年 齢 5 5 歳
- (4) 性 別 女

2 処分の程度

戒告

3 発令年月日

令和 5 年 1 1 月 8 日

4 処分理由

令和 5 年 3 月 2 8 日から同年 4 月 4 日までの間に、勤務校において、令和 2 年度同校児童 3 9 9 名分の氏名、学年等の個人情報に記載された出席簿を紛失した。

**【問合せ先】**

東京都教育庁人事部職員課  
電話 03-5320-6798（直通）